

令和8年 第5回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月26日 午後3時00分から午後4時20分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（13名）

会 長
会長代理

3 番	船	川	由	孝
2 番	松	島	政	雄
1 番	新	井	智	子
4 番	伊	丹		栄
6 番	石	川		広
7 番	野	川		博
8 番	江	森	敦	夫
9 番	熊	谷	隆	夫
10 番	倉	持	昭	夫
11 番	増	田	隆	司
12 番	眞	中	一	夫
13 番	山	中		栄
14 番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	川		肇
小	池	昭	三

4 欠席委員（1名）

5 番 植 竹 一 寿

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後 3 時 0 0 分

◆事務局

令和 8 年第 5 回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は 13 名です。幸手市農業委員会会議規則第 9 条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は 6 名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

本日は、次第 5 その他の説明員として、農業振興課の担当が同席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和 8 年第 3 回 3 月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和 8 年第 3 回 3 月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第 1 議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8 番の江森委員、9 番の熊谷委員をお願いします。

続いて、日程第 2 議事に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。

1 番及び 2 番の案件については、〇〇委員の関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は 2 件となっておりますが、番号 1 の借受人及び番号 2 の譲受人が同一人のため、続けてご説明させていただきます。

番号 1－1 から番号 1－5 7 及び番号 2 についてとなります。

場所については、資料 2、No. 1 をご覧ください。

資料 1 番号 1－1 から 1－5 7

土地の所在 上高野字慶作前〇〇外 2 2 6 筆、登記地目、田及び畑、現況地目、田及び畑、合計面積 188,499.91㎡、借受人 山梨県中央市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、貸出人 上高野〇〇 〇〇〇〇外 5 6 名、譲受人の耕作面積 154,781.3㎡、従業員数 2 4 人、うち幸手市担当 3 人、使用貸借権の設定となります。

続きまして、番号 2 についてご説明申し上げます。

番号 2、土地の所在 上高野字慶作前〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積 998㎡、譲受人 山梨県中央市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇、譲受人の耕作面積 154,781.3㎡、従業員数 2 4 人、うち幸手市担当 3 人、所有権移転となります。

本案件は、土地改良事業の認可申請を行うため、地域計画に基づき担い手である (株) 〇〇に対し、当該農地について使用貸借権設定及び所有権移転の申請を行います。

土地改良事業を実施するためには、この事業区域内の農地全 8 1 件の関係権利者全員から同意を得る必要がございます。今回は同意が得られた 5 7 件の権利者に係る使用貸借権の設定及び所有権移転について申請するものとなっています。

なお、残りの農地を有する権利者に係る権利設定については来月に申請する予定となっています。

資料 4、上高野地区の土地改良事業全体図をご覧ください。左下に凡例がございます。

宅地、農地（今月 使用貸借申請分）、農地（今月 土地売買申請分）、農地（6 月以降 使用貸借申請分）となっており、網状の模様及び色の濃淡により区別をしております。今月の申請ではそのうちの色の薄い部分の農地の権利設定となっており、事業計画地の大部分において権利の設定をする予定となっているのが今回の申請となります。

資料の「農地法第 3 条の規定による所有権移転及び使用貸借権設定 維持管理計画」をご覧ください。

こちらは、土地改良事業の事業主体となります (株) 〇〇から提出されたものとなっています。当該農地について、現時点の申請から土地改良事業の認可まで数か月を要する見込みであることから、その間の除草等の維持管理計画となっています。

1～2 か月に 1 回程度の除草実施計画となっていますが、現在、除草等の作業が開始されておりまして、一部の箇所については既に完了している状況でございます。

また、現時点の予定では、9月ごろに土地改良事業の認可が下りる見込みであることから、当該維持管理計画について9月までを対象期間として農地管理の方針を具体的に示しています。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

また、(株)〇〇が農地を所有、または借りて耕作している白岡市及び山梨県中央市へ農業経営状況調査をし、適正に農業経営していることを確認しています。

◆事務局

補足でご説明させていただきます。

先月の委員会でもご説明させていただきましたが、市にとっても極めて重要な事業となっています。委員の皆様に対して安心してご審議いただくため、事務局では次の2点を重視して進めていきます。

まず、定期的な草刈りに加えて、万が一のトラブルや苦情の際には、維持管理計画に記載の連絡先にご連絡いただければ、すぐに対応できる体制となっています。

なお、委員の皆様の多くが、(株)〇〇の山梨県の施設に視察研修に行き、適正に農業経営されている現状を確認されていることと思います。その実績からもしっかりやり遂げる企業であると判断しています。

2つ目は、地域農業への確実なメリットがあることです。

今回の土地改良事業を進めて大規模な農業法人を迎え入れることで、地域の課題である高齢化による担い手不足を根本から解決する最善策と考えています。農地を集積集約し、優良な農地として活用させるためにも前向きなご審議を賜りますようお願いいたします。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

先ほど事務局から詳細な説明がありましたように、今回の申請については、(株)〇〇による使用貸借権の設定並びに所有権の移転の申請です。

また、補足説明でもありましたように、この地域は半数以上の農家が農業従事者の高齢化、担い手の不足という状況にもあるわけでございます。この地域の問題の解消をするためにも、土地改良事業をスムーズに進行していただくことを自分としても望んでいるところでありますけれども、皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いします。

報告は以上です。

◆会長

1 番及び 2 番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

先ほど説明がありました維持管理計画ですが、水路等ののり面、道路部分の換地部分、こういったものを含めて、9 月までは維持管理計画に記載の事業体を実施をするということによろしいですか。

◆事務局

おっしゃるとおりです。

◆委員

資料 4 の計画図に記載の携帯の基地局、宅地部分、墓地は移転をするのですか。

◆事務局

携帯基地局の 2 か所の内 1 か所が将来的に移転する予定と伺っています。また、宅地も移転する予定となっています。墓地は移転しません。

◆会長

ほかに何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1 番及び 2 番について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

1 番及び 2 番の案件は承認されました。

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

議案第 1 号は終了します。

続いて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は 1 件でございます。

場所については、資料 2、No. 2 をご覧ください。

番号 3、土地の所在 上吉羽字堀内〇〇、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積 102 m²、申請人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇、転用目的 住宅敷地の追認、農地区分は第 1 種農地となります。

既存宅地による追認の農地転用申請となります。

都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分けられた昭和 45 年 8 月 25 日以前から住宅の敷地として使用している部分について、正式に宅地にすべく、農地転用を行うものです。

資料３の配置図をご覧ください。

申請地については点線部分が宅地の部分になっておりまして、太線部分が今回の申請地の追認する場所となります。申請地は、〇〇の宅地部分に隣接しており、住宅の敷地として使用していましたが、申請地が農地のままであることが分かったため、正式に宅地にすべく今回の申請に至ったものです。

なお、住宅敷地総面積は、〇〇の宅地 $1,019.3\text{m}^2$ と一体利用で $1,121.3\text{m}^2$ となる予定です。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに航空写真等の資料を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。
〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

５月２０日に申請人のご家族とお会いし、お話を伺い、現地確認をしてみました。所有する農地の調査をしたところ、申請地は宅地ではなく、農地であることが分かり、今回の申請に至ったそうです。以前より申請地は隣接する宅地と一体的に利用されており、農地としての認識はなかったそうです。

先ほどの資料３でも分かりますように、生垣と倉庫の間に位置し、とても狭く、畑としての利用は難しい形の農地であり、農地の転用もやむを得ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

◆会長

３番の案件について、何か質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、３番の案件について承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

３番の案件は承認されました。

議案第２号は終了します。

続いて、議案第３号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第３号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地

利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は16名となっています。

以上です。

◆会長

1番及び2番については、幸手地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(1番及び2番について説明)

何ら問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番及び2番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

3番から5番については、行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(3番から5番について説明)

特に問題はないと思われます。

以上です。

◆会長

3番から5番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

6番から12番については、権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(6番から12番について説明)

問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

6 番から 1 2 番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

1 3 から 2 1 番については、吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(1 3 番から 2 1 番について説明)

以上、問題はないと思います。

◆会長

1 3 番から 2 1 番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2 2 番から 3 0 番については、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(2 2 番から 3 0 番について説明)

問題はないと思います。

以上です。

◆会長

2 2 番から 3 0 番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第 3 号については承認されました。

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第 5 のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

(農業振興課担当から説明をする)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年8月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 江 森 敦 夫

署名委員 熊 谷 隆 夫